

実施年月日	令和6年5月31日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（中村 修君） 令和6年第2回取手市議会定例会に係るオンライン説明に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

明日6月1日から10月末までの期間は、出水期に当たり、集中豪雨、台風などの影響で河川の増水による洪水や低い土地での浸水が発生しやすい時期となります。また、当市は出水期中に令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害が発生してから、間もなく1年を迎えます。災害はいつ、どこで私たちの生活に降りかかるか分からず、予想が大変難しいものであります。そのため、有事に備えて災害をふだんから意識して、日頃から備蓄や避難訓練などにより、防災・減災に取り組んでいくことが重要となります。

去る5月19日には、県南総合防災センターにおいて、議員の皆様や市内外の消防団をはじめとした多くの皆様に御参加をいただき、利根川水系県南水防事務組合を含めた一部事務組合3組合合同で令和6年度3組合合同水防訓練が行われました。出水期を迎えるに当たり、急激な水位上昇などの想定に基づいた実践的な水防演習を市内で開催されたことは、水防機関の士気の高揚や水防技術の向上、水防体制の強化のみならず、地域住民の皆様に水防の重要性について再認識していただく貴重な機会になったと感じております。今回の演習での成果はもとより、今後も関係機関と連携を取りながら、引き続き安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

最後に、本会議では開会初日に先議として議案審議をお願いする案件がございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第39号から第54号までの16件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号、取手市税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、公益信託に関する制度の見直しに伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金を定める規定を整備するほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第40号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、本条例の基準となっている厚生労働省令の改正により、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第41号、取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、児童福祉法が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条

例の一部を改正するものであります。

議案第 42 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、本条例の基準となっている内閣府令の改正により、保育所等において従事する職員の数を定める規定のうち、満 4 歳以上児及び満 3 歳児に係る配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても当該府令基準に従い同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 43 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、放課後子どもクラブの開所時間を拡充するとともに、当該時間の利用に係る利用料について定めるほか、3 月 31 日を開所日に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 44 号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本件につきましては、広域連合規約に定める「兼職の禁止」に関する規定を整理し、不要な条項の削除を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴う文言の整理、さらに令和 7 年度以降の関係市町村の共通経費負担金の算定に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を変更するため、本規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 45 号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、現在建設中の県道取手東線小文間バイパスの整備に伴い、当該路線の一部が市に移管されることに伴い、移管区間を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 46 号、市道路線の変更及び議案第 47 号、市道路線の廃止についてであります。本件につきましては、東四丁目地内の道路改良工事に伴い、市道 2 路線を整理して始点及び終点を変更し、当該道路改良工事により拡幅された道路区間と重複する市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 48 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 3 期）請負契約の締結についてであります。取手市立白山小学校の校舎等は、施設の老朽化を踏まえ、児童の安全かつ快適な教育環境を確保するため、令和 4 年度から令和 7 年度にかけて長寿命化改良工事を実施しております。本件につきましては、その第 3 期工事として、既存校舎の長寿命化改良工事及び同校舎の増築工事等を行うため、本契約を締結するものであります。

議案第 49 号、取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結についてであります。現在、ゆめみ野地区の人口増加に伴う高井小学校の児童数の急増に加えて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和 7 年度までに公立小学校の全ての学年で、1 クラス当たりの定員が 35 人学級へ引き下げられることにより、高井小学校の教室の不足が見込まれております。そのため、校舎の増築工事及び既存校舎改修工事等を実施し、適切な学校環境の整備を図るため、本契約を締結するものであります。

議案第 50 号、真空冷却機の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む取手市立学校給食センターの真空冷却機 2 台を更新し、学校給食の安全・安心を確

保するため、本契約を締結するものであります。

議案第 51 号、救助工作車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む取手消防署の救助工作車を更新し、各種災害への対応に万全を期するため、車両購入契約を締結するものであります。

議案第 52 号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む取手市消防団第 7 分団の消防ポンプ自動車を更新し、消防団活動に万全を期するため、車両購入契約を締結するものであります。

議案第 53 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算(第 2 号)についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9 億 3,093 万 5,000 円を増額し、予算総額を 437 億 8,682 万 9,000 円とするものであります。補正予算の内容は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業であります。国は、令和 6 年度税制改正による定額減税と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うこととしました。それを受け、今回の補正では、低所得者支援として、令和 6 年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付、及び定額減税し切れない方への定額減税を補足する給付を実施するための経費を計上しております。

議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算(第 3 号)についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 億 6,263 万円を増額し、予算総額を 446 億 4,945 万 9,000 円とするものであります。補正予算の主な内容は大きく 3 点ございます。まず 1 点目は、子育てがしやすいまちづくりの実現に向けた事業であります。本件につきましては、「こどもまんなか」社会の実現に向けたシンポジウムなどの開催や、放課後子どもクラブの開所時間拡充に伴い必要となる経費を計上しております。

2 点目は、制度改正による児童手当支給に伴う経費の増額であります。本件につきましては、児童手当制度の改正により、令和 6 年 10 月分から支給対象者などが拡充されることを受け、必要となる経費を計上しております。

3 点目は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費の増額であります。本件につきましては、令和 6 年秋頃からの開始を予定している新型コロナウイルスワクチンの定期接種などに必要となる経費を計上しております。

次に、承認第 1 号から第 3 号までの 3 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。なお、これら 3 件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことか明らかであったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、同条第 3 項の規定によりご報告申し上げるものであります。承認第 1 号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため、主に 4 点について必要な改正を行うものであります。1 点目は、令和 6 年度分の個人市民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 6,000 円を控除するものであります。

2 点目は、市民税、固定資産税及び特別土地保有税において、減免の要件に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認められる場合に、市長が職権で減免することを可能とするものであります。

3点目は、固定資産税に関し、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続すること等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

4点目は、固定資産税に関し、認定長期優良住宅に係る減額の特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例の適用を可能とするものであります。

承認第2号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正により、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続すること等を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

承認第3号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましても、国民健康保険法及び地方税法の改正を踏まえ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の拡充に係る改正を行うものであります。

次に、報告第1号から第6号までの6件につきまして、提案理由を説明申し上げます。報告第1号、令和5年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業外24件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第2号、令和5年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、歩道橋長寿命化事業及び桑原地区整備推進事業について、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第3号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、取手駅北土地区画整理事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第4号、令和5年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和6年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項に基づき、公益財団法人取手市文化事業団から報告を受け、議会に報告申し上げます。

報告第5号、2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人取手市健康福祉医療事業団から報告を受け、議会に報告申し上げます。

報告第6号、令和5年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和6年度一般財団法人取手市農業公社事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人取手市農業公社から報告を受け、議会

に報告申し上げるものであります。

以上、提出議案につきまして提案理由をご説明申し上げました。詳細については担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。これより、令和6年第2回取手市議会定例会に提出させていただく議案につきまして、それぞれの所管部長から御説明いたします。まず初めに私のほうから、議案第39号、取手市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。今回の改正は、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため行うものであります。改正内容は主に2点でございます。1点目は、公益信託に関する法律の改正に伴うものであります。税制改正大綱により、公益信託やこれに寄附を行う個人・法人に対する課税等について、公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について寄附金控除の対象とすること、及び許可・監督制を廃止し、行政庁による認可制とするものになります。

2点目は、私立学校法が改正され、条項の移動が生じることに伴うものであります。私立専修学校等に関する規定が第64条から第152条へ移動したことによる条項番号の改正になります。以上です。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部長を拝命しました鈴木です。福祉部所管の議案3件につきまして、私のほうから説明申し上げます。

まず議案第40号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターにおける人材確保が困難な状況を踏まえた柔軟な職員配置を可能とする配置基準の見直しが行われました。これに伴い、その基準を参酌している本市の条例の一部を改正するものです。なお、介護保険法施行規則を一部改正する国の省令の施行から最長1年間、条例改正を猶予する経過措置が設けられており、今定例会に議案として上程させていただくものです。具体的には、これまで担当区域における第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、専門職である保健師、社会福祉士、主任介護専門員の3職種の常勤職員をそれぞれ1名配置することとなっておりますが、非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員の員数として換算する「常勤換算方法」によることが可能となりました。また、複数の地域包括支援センターが、担当する区域の第1号被保険者を合計した人数に応じて合算した3職種の常勤職員数を配置することで、当該各センターがそれぞれ配置基準を満たすこととできるようになりました。いずれも現行の職員配置基準は原則としつつ、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときに適用するものとなります。

続きまして、議案第41号、取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、児童福祉法において、以前は障害児通所支援の定義の中で、児童発達支援について、医療型児童発達支援と福祉型児童発達支援に分かれており、治療が必要な肢体不自由児が利用する施設は、医療型児童発達支援と定められておりました。しかし、全国で福祉型児童発達支援センターは642施設に対し、この医療型児童発達支援センターの数は95施設と、居住地域での利用が難しい状

況がありました。これらを解消するために、障がいの種別にかかわらず身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、このたび児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの種類の福祉型と医療型が児童発達支援センターに一元化され、利用対象を全ての障がい児としました。今回の法改正で医療型がなくなったことにより、条項の移動が生じることに伴い、この条項を引用する本条例の一部を改正するものであります。ちなみに、取手市立こども発達センターは、既述しました医療型、福祉型の児童発達支援センターには該当せず、その他の児童発達支援事業所に当たりますので、今回の児童福祉法の改正による事業内容等に変更はありません。

続きまして、議案第 42 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。今回、次元の異なる少子化対策の実現に向けて策定された「こども未来戦略」において、今後 3 年間の集中的な取り組むべき施策の一つとして、2024 年度から、制度発足以来 75 年間、一度も改善されてこなかった 4・5 歳児についての職員配置基準の改善を図り、それに対応する加算措置を設け、これと併せて最低基準の改正を行うとされました。あわせて、経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされました。これに基づき、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部を改正し、保育所等における満 4 歳以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、満 3 歳児の職員配置の最低基準についても見直しが行われました。このため、当市におきましても、家庭的保育事業等の最低基準について定めている条例について同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものです。家庭的保育事業等における保育士等有資格者の配置基準について、満 3 歳以上満 4 歳未満の園児、おおむね 20 人につき 1 人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね 15 人につき 1 人以上に。また、満 4 歳以上の園児おおむね 30 人につき 1 人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね 25 人につき 1 人以上にするよう改めるものです。当市では、条例の定める家庭的保育事業を実施している事業所は 1 施設のみとなります。家庭的保育事業は、原則としてゼロ歳児から 2 歳児クラスの保育事業となりますので、満 3 歳児は 2 歳児クラスで年度末までに満 3 歳を迎える児童となります。そのため、2 歳児の配置基準であるおおむね 6 人に 1 人の職員配置の最低基準で運営されておりますので、この条例改正による影響はございません。

以上、福祉部所管の議案についてご説明申し上げます。

○**教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。私からは、子ども青少年課所管の議案第 43 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。本件につきましては、子育て支援の充実を図るため、取手市放課後子どもクラブの学校休業日における月曜日から金曜日の開所時間を、午前 7 時 30 分から午前 8 時まで延長して開所できる時間として新たに定めるとともに、当該時間の利用料を 1 回当たり 100 円と定めるほか、休所日としていた 3 月 31 日を開所日に変更するため、本条例の一部を改正するものです。

説明は以上となります。

○**健康増進部長（彦坂 哲君）** 本年 4 月 1 日付、健康増進部長を命じられました彦坂で

す。議案第 44 号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、ご説明申し上げます。本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、協議を求められているものであります。この協議は、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議案として提出するものです。今回の規約の変更は 3 点ございます。1 点目は、規約第 7 条第 2 項並びに第 12 条第 1 項及び第 4 項の規定により、「正副連合長は広域連合議員との兼職ができない」としていることから、あえて兼職の禁止を規定する第 11 条第 3 項は不要となるため、これを削除するものです。

2 点目は、マイナンバー保険証への移行に伴い、施行日の令和 6 年 12 月 2 日以降は現行の被保険者証の新規発行は行わないことから、規約別表中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に用語を改めるものです。

3 点目は、共通経費負担金の事務手続の効率化を図るため、算定基準日を前年度の「3 月 31 日」から「1 月 1 日」に改めるものです。

議案第 44 号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての御説明は以上となります。

**○建設部長（渡来真一君）** 4 月から建設部長を命じられた渡来です。議案第 45 号、市道路線の認定について、議案第 46 号、市道路線の変更について及び議案第 47 号、市道路線の廃止についてを一括して御説明いたします。まず、議案第 45 号、市道路線の認定についてです。本件は、現在建設中の県道取手東線小文間バイパスの整備により、当該路線の一部が市へ移管されることに伴い、同区間を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図と認定図を併せて御覧ください。路線名 1－5215 号線は、戸田井橋の南西側に位置する路線です。起点は小文間 4819 番 1、終点は小文間 1201 番 1 【「1201 番 1」を「1202 番 1」に発言訂正】、延長は 400 メートル、幅員は最大で 13.4 メートル、最小で 8.5 メートルでございます。

続きまして、議案第 46 号、市道路線の変更について御説明いたします。本件につきましては、東四丁目地内の道路改良工事に伴い、現在の市道認定路線である 2 路線において、起終点及び幅員を変更するため、議会の議決を求めるものです。初めに、東地区 1 路線についてです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図、並びに 3 ページの変更図、変更前、変更後の図面を併せて御覧ください。市道 1－4166 号線は、取手小学校並びに新道さくら会館の南側に位置する路線です。変更点は、起終点のうち、終点が東五丁目 329 番 3 に変更となり、路線延長は 543.1 メートルから 346.5 メートルとなり、道路幅員は最大幅員が 12.9 メートルから 24.3 メートルに、最小幅員は 4.4 メートル 【「4.4 メートル」を「4.44 メートル」に発言訂正】から 5.14 メートルに変更となっております。また、今回の変更に合わせて起点となる地番の見直しを行い、その結果、起点の地番を東四丁目甲 907 番 1 に変更いたしました。

続いて、台宿地区から東地区 1 路線についてです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図並びに 3 ページの変更図、変更前、変更後の図面を併せて御覧ください。市道 1－

4187号線は、新道さくら会館の西側に位置する路線です。変更点は、起終点のうち、終点が東四丁目1047番に変更となり、路線延長は476.4メートルから720.3メートル、道路幅員は、最大幅員が8.3メートルから13.2メートルに、最小幅員は3.81メートルから4.98メートルに変更となっております。また、今回の変更に合わせて起点となる地番の見直しを行い、その結果、起点の地番を台宿一丁目382番4に変更いたしました。

続きまして、議案第47号、市道路線の廃止についてご説明申し上げます。本件につきましては、東四丁目地内の道路改良工事に伴い拡幅された道路区域と重複する市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。議案書1ページの表と2ページの位置図と廃止図を併せて御覧ください。市道1-4200号線は、新道さくら会館の南東に位置する路線です。起点は東四丁目329番4、終点が東四丁目280番1、路線延長は19.5メートル、幅員は最大で9.9メートル、最小で9メートルとなっております。

議案第45号、議案第46号及び議案第47号の説明は以上となります。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。私からは、議案第48号、49号、50号について説明させていただきます。

まず初めに、議案第48号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）請負契約の締結について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。請負業者は赤塚・平沢特定建設工事共同企業体です。契約金額は9億9,495万円で、落札率は99.49%でした。

次に、工事概要についてご説明申し上げます。工事概要としましては、議案書2ページの契約についての説明資料に記載のとおり、白山小学校において構造体の長寿命化やライフラインの更新、また省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習環境に対応するための長寿命化改良工事を令和4年度から令和7年度にかけて実施するものです。令和6年度は第3期工事としまして、既存校舎の長寿命化改良工事及び同校舎の増築工事を行います。工事の実施に当たりましては、工事車両が学校周辺道路を通行させていただくようになりますが、現場付近には適宜誘導員を配置し、細心の注意を払って行います。さらに、児童の登下校の時間帯については、工事車両の搬出入を制限するとともに、学校敷地内においては、児童動線と作業現場との区画を明確にして安全確保を行います。また、騒音や振動を伴う工事を実施する際には、低騒音の機械を使用するなど、教育活動及び周辺への影響には十分配慮して工事を進めてまいります。

続きまして、議案第49号、取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。初めに契約事項についてご説明申し上げます。請負業者は常総・大竹特定建設工事共同企業体です。契約金額は7億8,210万円で、落札率は99%でした。

次に、工事概要についてご説明申し上げます。工事概要としましては、議案書2ページの契約についての説明資料に記載のとおり、高井小学校において、ゆめみ野地区の人口の増加に伴い児童数が増加していることに加え、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和7年度までに公立小学校の全ての学年で1クラス当たりの定員が35人以下に引き下げられるため、将来的に普通教室の不足が見込まれております。そのため、校舎増築工事等を行い、普通教室の不足を解消するとともに、



適切な学校環境の整備を図ります。工事の実施に当たりましては、児童の登下校の時間帯については、工事車両の搬出入を制限するとともに、学校敷地内においては、児童動線と作業現場との区画を明確にして安全確保を行います。また、騒音や振動を伴う工事を実施する際には、低騒音の機械を使用するなど、教育活動及び周辺への影響には十分配慮して工事を進めてまいります。

続きまして、議案第 50 号、真空冷却機の取得についてであります。初めに、契約事項について御説明いたします。納入業者は、有限会社利根川製作所です。取得金額は 2,200 万円で、落札率は 96.79%でした。

次に、取得理由についてご説明申し上げます。現在、学校給食センターに設置しております真空冷却機 2 台は、導入後それぞれ 19 年、25 年が経過しており、経年劣化により不具合や修理が頻繁に発生している状況です。当該機器は、学校給食衛生管理基準に指定されている衛生管理上の重要な設備であり、学校給食の適切な衛生管理を図り、安全で安心な学校給食を提供するため、設備の更新をするものです。設備の概要につきましては、一度加熱した食品を調理するまでの間に菌が繁殖し、食中毒が発生することを防ぐため、食品を内部まで急速かつ均一に冷却する設備になります。

説明は以上となります。

**○消防長（岡田直紀君）** 消防本部の岡田です。私からは、議案第 51 号、52 号について御説明させていただきます。初めに、議案第 51 号、救助工作車の取得についてであります。今回更新いたします車両は、取手市常備車両更新計画に基づき、取手消防署に配備して 24 年が経過した救助工作車になります。更新する車両は、あらゆる救助災害に対応するため、各種救助資機材を搭載し、四輪駆動の機動性に優れた車両で、伸縮可能な照明装置や、車両後部には重量物などを除去するための小型移動式クレーンを、車両の前後にはウインチを搭載するなど、多岐にわたる高度な救助活動が可能となります。また、複雑多様化する各種救助事案や地震等の自然災害にも迅速かつ効果的に対応できるよう、最新の資機材を搭載した車両となっております。

続きまして、議案第 52 号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。今回更新いたします車両は、取手市非常備車両更新計画に基づき、運用開始から 29 年が経過した車両で、青柳、青柳一丁目、井野、井野一丁目から井野三丁目、井野団地地区を管轄する第 7 分団が使用するポンプ自動車になります。更新する車両は、高効率かつ軽量で耐久性を備えた消防ポンプと、放水や吸水の状況が容易に監視できるディスプレイが設置されるなど、安全で安定した操作が可能となっております。また、キャビンを除く収納スペースをシャッターにすることで、積載品、器具類などの劣化防止、そして盗難防止にも効果がある仕様の最新車両であります。地域防災を担う消防団のポンプ自動車を更新することで、地域防災力の向上が図られるとともに、消防団のモチベーションの向上にもつながり、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確に消防活動が期待されるところです。

議案第 51 号、52 号の説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。議案第 53 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明いたします。初めに、令和 6 年度一般会計 6

月補正予算（案）の概要、こちらの1ページを御覧ください。国は、令和6年度税制改正による定額減税と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、給付金・定額減税一体支援枠を設置し、自治体に配分することといたしました。取手市でも、既に令和5年度の補正予算（第11号）にて、住民税均等割のみ課税されている世帯、及び低所得者の子育て世帯への加算給付の事業費を予算計上し、給付事務を進めているところです。今回の補正予算では、令和6年度課税において新たに非課税等となる世帯への給付、及び定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付を行うため、必要な経費を計上しております。なお、給付事業をできるだけ早期に開始するため、本補正予算につきましては、通常の補正予算とは分けて編成したものでございます。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億3,093万5,000円を増額し、予算総額を437億8,682万9,000円とするものです。補正予算の詳しい内容については、議案書に基づき担当部長から御説明いたします。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部、鈴木です。議案第53号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第2号）についての詳細について、ご説明申し上げます。補正予算書5ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費です。低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費に9億3,093万5,000円を計上しております。内訳といたしましては、事務費が4,593万5,000円、事業費である給付金が8億8,500万円となっております。今回、計上いたしました給付金は、国が行う低所得者支援及び定額減税に伴う補足給付であり、令和6年度課税において新たに非課税等となる世帯への給付と、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付の大きく2点の給付となりますが、非課税等となる世帯へは子ども加算給付もあるため、御説明につきましては、財政課作成の補正予算（案）の概要の2ページに沿って、①②③と3つに分けて説明申し上げます。また、給付金は5つの摘要に分けて計上しておりますので、補正予算書6ページを併せて御覧ください。

1つ目が、新たに非課税等となる世帯への給付です。非課税世帯等への給付金につきましては、令和5年度にも3回の補正予算の御承認をいただき取り組んでまいりました。3月補正で計上いたしました均等割のみ課税世帯に対する給付金と子ども加算給付につきましては、明許繰越をした上で、現在執行中であります。今回計上いたしました給付金は、令和5年度は課税世帯であったが、所得状況等の変化により令和6年度新たに非課税となる世帯、及び新たに均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものです。それぞれ支給対象世帯数と給付金計上額を申し上げますと、非課税世帯が1,800世帯と見込み、給付金1億8,000万円を、均等割のみ課税世帯が850世帯と見込み、給付金8,500万円を計上しております。

2つ目が子ども加算給付です。新たに非課税等となる世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を行うものです。支給対象人数と給付金計上額を申し上げますと、非課税世帯分が250人と見込み、給付金1,250万円を、均等割のみ課税世

帯分が 150 人と見込み、給付金 750 万円を計上しております。

3つ目が、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付です。定額減税の対象者で定額減税可能額が令和 5 年分所得税額、令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回り、定額減税をし切れないと見込まれる方に対し、減税し切れない額を 1 万円単位に切り上げて給付するものです。支給対象人数を 1 万 8,000 人と見込み、調整給付金として 6 億円を計上しております。いずれの給付金も議決後速やかに対象世帯、対象者の抽出等の事務作業に取りかかり、支給対象者に対しまして通知と申請書類を発送し、申請書の返送を受けて、順次支給を行ってまいります。なお、この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金に 9 億 3,086 万 1,000 円、諸収入、雑入に 7 万 4,000 円を計上しております。

以上で、議案第 53 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）につきましての説明を終了させていただきます。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明いたします。令和 6 年度一般会計 6 月補正予算（案）の概要の 4 ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく 3 点ございます。1 点目に、子育てしやすいまちづくりの実現に向けた事業、2 点目に、制度改正による児童手当支給に伴う経費、3 点目に、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費、以上 3 つの考え方に基づき補正予算を計上しております。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 億 6,263 万円を増額し、予算総額を 446 億 4,945 万 9,000 円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきます。説明は、歳入、歳出、債務負担行為、地方債の順番で各担当部長から行います。また、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容をご説明申し上げます。議案書の 8 ページを御覧ください。上段の 19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、6,999 万 9,000 円を増額するものです。その下の公共施設整備基金繰入金は、老人福祉施設あけぼのの非常用放送設備の改修に 117 万円を充当するものです。その下の学校施設整備基金繰入金は、戸頭小学校給食室の回転釜の更新に 357 万円を充当するものです。その下のふるさと取手応援基金繰入金は、あけぼの市民緑地及び公園用の備品購入に合計で 60 万円を充当するものです。その下の森林環境譲与税基金繰入金は、大山緑地の整備工事に 680 万 2,000 円を充当するものです。

次に下段の 22 款、市債です。3 目、土木債の緑地整備事業債は、大山緑地の整備工事に 2,040 万円を充当するものです。その下の緊急防災・減災事業債は、双葉地区における防災行政無線の拡声装置付け替え業務に 220 万円を充当するものです。その下の緊急自然災害防止対策事業債は、井野台四丁目地先の、のり面改修工事に 5,000 万円を充当するものです。

財政部所管の説明は以上でございます。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。補正予算書9ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費の32、情報公開及び個人情報保護に要する経費についてです。委託料にあります訴訟代理委託料は、本年5月10日に最高裁判所において上告が棄却され、取手市の勝訴として裁判が終了したことに伴い、訴訟代理人弁護士成功報酬として140万2,000円を増額補正するものです。この計算根拠は、本件裁判は損害賠償請求額は10万円というものでしたが、その実質は、個人情報開示請求に対する開示決定処分適法性を争う極めて専門的なものであること、原審、控訴審及び上告審で、いずれも取手市が勝訴判決を取得していることを考慮し、弁護士報酬を算定する際の「経済的利益が算定不能な場合」として経済的利益800万円と算定し、経済的利益を800万円とした場合の上限額である127万4,000円と消費税の合計140万1,400円を弁護士報酬の金額としたい旨の申出があったことから、協議調整の結果、計上するものです。

続きまして、その下段になります。23、防災施設等の整備に要する経費についてです。双葉地区には現在2か所に防災行政無線を設置していますが、双葉自治会館が位置する三丁目付近において、防災行政無線放送が聞こえないことが判明しました。双葉自治会館は、昨年6月の双葉浸水被害の際にも自主避難所として開設されるなど、地域活動の拠点となる重要な施設であること、また三丁目付近は甚大な浸水被害が発生してしまった地区であることを鑑み、不可聴エリアを解消するため、双葉第1公園に設置している防災行政無線スピーカーを従来のラッパ型スピーカーからボックス型高性能スピーカーに変更するための委託料229万9,000円を補正するものです。なお、本事業の財源として、緊急防災・減災事業債220万円を充てています。

総務部所管は以上となります。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 健康増進部、彦坂です。続きまして、健康増進部所管分について、ご説明申し上げます。それでは、歳出の御説明をいたします。補正予算書9ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費として、129万5,000円を増額しております。本年7月の新札発行に伴い、現在使用している取手ウェルネスプラザ第1・第2・第3駐車場の精算機、及びキッズプレイルーム、トレーニングジムの券売機の新札に対応した機器への更新を行うため、指定管理料を増額するものです。

次に、保健センター所管の歳入、歳出について、ご説明申し上げます。歳入に関しましては、歳出と併せて御説明いたします。それでは、補正予算書13ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、予防接種に要する経費については、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として、3億488万5,000円を増額しております。新型コロナウイルスワクチン接種は、全額公費負担で接種できる特例臨時接種が令和5年度末で終了し、令和6年度からは定期接種となり、接種する方に費用負担が生じることになります。なお、公費負担額は2,000円を予定しております。定期接種の対象者は、65歳以上の方及び60歳から64歳で基礎疾患を有する方で、令和5年度の接種率を目安として接種見込数を計上しております。接種時期は秋冬で、接種方法は医療機関での個別接種となります。

また、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金として、4,441万2,000円を計上しております。予防接種後の副反応による健康被害は、極めてまれではあるものの、一定の割合で生ずる可能性があることから、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定した場合に、国の10分の10の負担により予防接種健康被害救済制度による給付を行います。

歳入に関しましては、補正予算書7ページを御覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金です。先ほど歳出に関して御説明した内容に伴う、国の10分の10負担による新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金として、4,441万2,000円を計上しています。

同じく7ページの15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン助成金として、2億801万4,000円を計上しています。これは、新型コロナウイルスワクチンの定期接種の実施に対して交付される接種1回当たり8,300円の国の助成金となります。

一般会計補正予算（第3号）、健康増進部所管分についての説明は以上となります。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部、鈴木です。議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の福祉部所管分について、ご説明申し上げます。それでは歳入からご説明申し上げます。補正予算書8ページを御覧ください。21款、諸収入、6項、雑入、5節、民生費雑入に、人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金として、50万2,000円を計上しております。高齢者見守り事業が、公益財団法人地域社会振興財団の同交付金の対象事業として採択されることを受けてのものです。なお、歳出予算の高齢者見守り事業に関する経費で、財源充当の変更を行っております。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。補正予算書10ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費のあけぼの管理運営に関する経費は、非常用放送設備改修工事の工事請負費130万円を計上しております。老人福祉センターあけぼのの非常用放送設備については、施設開設の昭和55年より使用してきましたが、設備点検において、経年劣化により交換の必要について指摘を受けました。また、修繕による対応も交換部品の廃番で不可能であり、非常用設備という目的も考慮し、改修工事費を補正予算に計上するものです。この歳出に伴う財源として、歳入に公共施設整備基金繰入金117万円を増額し、充当しております。

次に、同ページ、2項、児童福祉費の保育事務に要する経費は、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けたことにより、保育施設利用オンライン申請にかかる3か年分の費用を令和6年度に一括して支出する必要があるため、委託料99万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金74万2,000円を計上しております。

次に、11ページを御覧ください。こども政策推進に要する経費は、こどもまんなか社会実現に向けた地域全体の機運醸成のために開催する、こどもまんなかアクションリレーシンポジウムの講演会講師謝礼として200万円、講演会の同時配信のためのライブ配信業務委託料15万円を計上しております。この歳出に伴う歳入として国庫委託金107万5,000円を計上しております。

続きまして、こども計画策定に要する経費は、取手市こども計画（仮称）を策定するに当たり、当事者である若者が今後どのような未来をつくっていきたいかを自らが社会に発信し、一緒にこどもまんなか社会をつくっていく機運を醸成するため、プロモーション動画を作成するためのこども政策プロモーション業務委託料 59 万 1,000 円、また子育て世帯の利用頻度の高い公共施設において、楽しみながらできる子育て世代の意見やニーズ調査の手法として、デジタルスタンプラリーを実施するためのデジタルスタンプラリーシステム使用料として 10 万 8,000 円を計上しております。

続きまして、児童手当事務に要する経費は、10 月に予定している児童手当制度の拡充に伴う事務経費として、総額で 983 万 6,000 円を増額しております。内訳としましては、需用費で 16 万 9,000 円、役務費で 200 万 3,000 円、委託料で 766 万 4,000 円となります。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金 370 万 7,000 円を計上しております。

次に、12 ページを御覧ください。児童手当支給に要する経費は、同じく児童手当制度の拡充に伴う手当分として、扶助費で 4 億 3,056 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金 4 億 3,016 万 4,000 円、県負担金 19 万 6,000 円をそれぞれ増額しております。

続きまして、民間保育園運営に関する経費は、公募事業者による民間保育園整備計画を進めるに当たり、運営法人選定委員会を設置し、委員に支払うための報償費として 6 万 3,000 円を計上しております。

続きまして、保育所の管理運営に関する経費は、子どもたちの体力低下が懸念される中、公立保育所の保育環境の向上を図るため、体操教室にかかる委託料 78 万 2,000 円を計上するとともに、体操教室で使用する備品購入費 30 万円を増額しております。この歳出に伴う歳入として、諸収入、雑入に、子ども活動支援金 100 万円を計上しております。

以上、福祉部所管の補正予算となります。

**○建設部長（渡来真一君）** 建設部、渡来です。建設部所管の補正予算につきまして、御説明いたします。補正予算書 14 ページ中段を御覧ください。水とみどりの課所管の補正予算です。7 款、土木費、3 項、都市計画費、緑地等管理に要する経費は、2,750 万 5,000 円を計上しております。内訳としましては、新取手地区とゆめみ野地区の間にある大山緑地において、斜面が民地に隣接しているため維持管理に支障が出ている箇所があり、今回、その民地の所有者が建物の建て替えをすることになったため、取壊しのタイミングでのり面対策を行い、のり面を良好に維持管理できる形状にするため、昨年度の設計に引き続き、のり面に間知ブロックを設置する工事費として 2,620 万 2,000 円と、支障物件の移設のための補償費として 100 万円を計上しております。なお、当該事業の財源には、地方債のほか森林環境譲与税基金 680 万 2,000 円を充当いたします。基金の歳入につきましては、補正予算書 8 ページ中段に記載のとおりです。また、ふるさと取手応援基金を活用し、あけぼの市民緑地にあります園名柱とベンチを更新するため、備品購入費として 30 万 3,000 円を計上しております。

同じく補正予算書 14 ページ中段を御覧ください。7 款、土木費、3 項、都市計画費、公園維持管理に要する経費は、備品購入費として 45 万 1,000 円を計上しております。ふ

るさと取手応援基金を活用し、8面あります野球場グラウンドを維持管理するため、グラウンドの表層土を削る除草作業用の草刈り機械を購入するものです。

最後に、補正予算書18ページ中段を御覧ください。道路建設課所管の補正予算です。10款、災害復旧費、3項、公共土木施設災害復旧費、災害復旧に要する経費は、工事請負費として5,000万円を計上しております。令和5年6月2日から3日にかけての集中豪雨による土砂崩れ等の復旧に係る測量調査設計が完了したことから、今回必要となる工事費の予算を計上しております。

建設部所管の補正予算の説明は以上となります。

**○教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。続きまして、教育委員会所管の補正内容についてご説明申し上げます。補正予算書15ページとなります。9款、教育費、1項、教育総務費の教育相談に要する経費、294万7,000円の増となります。全国的にも増加傾向にあります不登校児童生徒の不登校対策として、新たに教育総合支援センターに不登校対応支援員1名を配置し、学校の環境整備や教職員の支援を図り、不登校を未然に防ぐ取組を進めるものです。主な経費として、会計年度任用職員の経費等を計上しております。

続きまして、その下、2項、小学校費、給食施設整備に要する経費、396万9,000円の増は、戸頭小学校給食室で使用している回転釜について、購入から30年以上が経過しており、経年劣化により断熱材の剥離や外装に穴が空くといった不具合が発生しております。修繕による対応だけでは継続して使用することが難しいため、回転釜全4台の更新費用となります。なお、財源としまして、学校施設整備基金357万円を充当しております。

続きまして、16ページの下段、9款、教育費、5項、社会教育費、放課後児童対策事業に要する経費、120万9,000円の増は、現在、放課後子どもクラブの学校休業日における開所時間を、午前8時から30分繰り上げ午前7時30分とすることに伴う支援員報酬、放課後子どもクラブ運営業務委託料の増額分、管理システム改修委託料となります。なお、財源につきましては、保護者負担金63万5,000円を計上しております。

続きまして、17ページ上段の9款、教育費、5項、社会教育費、公民館事務に要する経費20万7,000円の増は、現在使用している生涯学習課所有の公用車の老朽化に伴い、当該公用車を廃車し、新規リース契約を契約する費用となります。

続きまして、その下、旧取手宿本陣管理運営に要する経費110万円の増は、茨城県指定文化財である表門と一体となっている袖塀（そでべい）にシロアリ被害が発見されたため、緊急に補修するための修繕経費となります。シロアリ被害を受けた袖塀の修繕と合わせ、控え塀（ひかえべい）などの経年劣化部分も修繕し、指定文化財の適切な維持保全に努めてまいります。

最後に、埋蔵文化財調査・整理に要する経費、124万8,000円の増は、主に開発行為や住宅の建築などの、土木工事前に実施する必要のある市内遺跡確認・緊急発掘調査についての経費となります。この事業につきましては、土木工事の場所や件数によって変動が大きい事業となりますが、2月から緊急に調査している、市内野々井に所在する西光寺前遺跡の発掘調査が、規模・密度ともに非常に大きく、年間の調査経費に不足が生じることが

見込まれることから、今後不足が想定される調査経費を増額し、緊急の発掘調査等に迅速に対応できる体制を整えておくものです。

教育委員会所管の説明は以上となります。

**○政策推進部長（齋藤嘉彦君）** 政策推進部、齋藤です。続きまして、文化芸術課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。補正予算書 16 ページの中段、9 款、教育費、5 項、社会教育費、1 目、社会教育総務費、アートのあるまちづくり推進に要する経費として、1,743 万 3,000 円を計上しております。取手アートプロジェクト実行委員会が今年度実施するウェルビーイングを広げる文化芸術創造拠点形成事業及び郊外型アーツ・センター実践プロジェクトに対する補助額が決定したため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金 500 万円と、文化庁の文化芸術振興費補助金 1,243 万 3,000 円を計上するものです。なお、本事業の歳入につきましては、7 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、5 目、教育費国庫補助金の文化芸術振興費補助金で 1,243 万 3,000 円、8 ページ、21 款、諸収入、6 項、雑入のコミュニティ助成事業助成金で 500 万円を計上しております。

私からは以上です。

**○財政部長（田中英樹君）** 続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。議案書では 4 ページに記載されております。こちらにつきましては、資料といたしまして令和 6 年度 6 月補正予算債務負担行為設定資料をお配りしておりますので、そちらを用いて各担当部長より御説明いたします。なお、公用車リース料につきましては、経常的な車両の更新でございますので説明は省略させていただきます。

**○教育部長（井橋貞夫君）** 教育委員会、井橋です。私からは、債務負担行為（追加）の 2 番、放課後子どもクラブ運営業務委託となります。債務負担行為の設定期間は令和 6 年度から 9 年度まで、限度額 1 億 8,660 万 1,000 円となります。当該業務委託につきましては、令和 5 年第 4 回定例議会で債務負担行為を設定しましたが、学校休業日のうち、月曜日から金曜日における開所時間を 30 分繰り上げるにより委託料が増額することから、期間及び限度額を見直し、新たに債務負担行為を設定するものです。

教育委員会所管の債務負担行為補正に関する説明は以上となります。

**○福祉部長（鈴木文江君）** 福祉部、鈴木です。続きまして、福祉部所管の債務負担行為補正について、ご説明申し上げます。資料（変更）2 番となります。保育施設利用オンライン申請システム運用・保守業務委託につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金の対象となったことから、3 か年分の費用を導入初年度である令和 6 年度に一括で支出するため、設定期間及び限度額を変更するものです。期間を令和 6 年度から令和 9 年度までに、限度額をゼロ円に変更するものです。

債務負担行為補正の説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、議案書にお戻りいただき、5 ページを御覧ください。第 3 表、地方債補正は、先ほど歳入で御説明いたしましたとおり、緑地整備事業など 2 件を追加するとともに、緊急防災・減災事業の限度額を変更するものです。



以上が議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の説明となります。

**○建設部長（渡来真一君）** 建設部、渡来です。大変申し訳ありません。2 点、訂正をお願いいたします。先ほどの私の議案第 45 号、市道路線の認定についての路線名 1-521 号線の終点に関する説明の中で、小文間「1201 番 1」と説明いたしましたが、正しくは小文間「1202 番 1」となります。2 点目です。議案第 46 号、市道路線の変更についての路線名 1-4166 号線の最小幅員に関する説明の中で、「4.4 メートルから 5.14 メートル」と説明いたしましたが、正しくは「4.44 メートルから 5.14 メートル」となります。訂正をお願い申し上げます。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、承認第 1 号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、主な改正点 4 点について御説明いたします。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるために行うものであります。1 点目は、令和 6 年度分の個人市民税において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 6,000 円を控除するものです。こちらは令和 6 年度の個人住民税における定額減税として、個人県民税の 4,000 円と合わせて 1 人につき 1 万円を控除するものになります。2 点目は、市民税、固定資産税及び特別土地保有税において、減免の要件に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認められる場合に、市長が職権で減免することを可能とするものです。3 点目は、固定資産税に関する宅地等及び農地の負担調整措置を継続するものです。4 点目は、固定資産税に関する認定長期優良住宅にかかる減税の特例についてです。こちらは、新築の分譲マンション等においては、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり認定長期優良住宅にかかる固定資産税の減額措置に該当する場合には、各区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができることとなったものになります。

続きまして、承認第 2 号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。本件につきましては、市税条例と同様に、宅地等及び農地の負担調整措置を継続するものです。以上です。

**○健康増進部長（彦坂 哲君）** 健康増進部、彦坂です。承認第 3 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。本件につきましては、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減措置に関する減免措置の改正でございます。初めに、賦課限度額に関しては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正し、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を 22 万円から 24 万円に引き上げるものです。なお、医療保険分の 65 万円と介護納付金分 17 万円については据置きとし、合計で 104 万円から 106 万円に引上げとなります。

次に、国民健康保険税の軽減措置につきましては、低所得者に対し、被保険者均等割額を軽減する所得判定基準を拡充し、被保険者数に乗ずる金額を、5 割軽減については 29 万円から 29 万 5,000 円に、2 割軽減については 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円にそれぞれ引き上げるものです。今回の改正につきましては、令和 6 年 2 月 8 日開催の第 3 回取手市国民健康保険運営協議会で御審議いただき、委員の皆様より御承認をいただいております。

ますことを申し添えます。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定に基づきご報告申し上げるものです。

承認第3号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての説明は以上となります。

**○財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。報告第1号、令和5年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして、御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、繰越明許費を設定している事業であります白山小学校校舎・体育館の長寿命化改良事業の外24件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第2号、令和5年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書につきまして、御説明いたします。令和5年度において、歩道橋長寿命化事業及び桑原地区整備推進事業に不測の日数を要したことから事故繰越しを行いました。これに伴い、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

**○都市整備部長（浅野和生君）** 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管の報告第3号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。御手元にお配りしております議案書の繰越計算書の主な内容といたしましては、昨年11月に契約した工事1件と、令和6年第1回臨時会において契約の締結を承認いただきました工事1件、合計2件の新しい駅前交通広場の供用開始に向けた仕上げ工事の完了払い分となります。

都市整備部所管は以上でございます。

**○総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田でございます。報告第4号から報告第6号につきましては、取手市の出資法人であります文化事業団、健康福祉医療事業団、農業公社につきましても、それぞれの昨年度の決算報告書及び今年度の事業計画を報告するもので、冒頭で市長が提案理由の説明として申し上げたとおりでございます。

以上で、令和6年第2回取手市議会定例会に提案させていただきます各議案のオンライン説明を終了させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。